

三重県聴覚障害者支援センター指定管理者募集要項

三重県聴覚障害者支援センター（以下「センター」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び三重県聴覚障害者支援センター条例（平成23年三重県条例第28号、以下「センター条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の募集を行います。

1 指定管理者募集の目的

(1) 指定管理者制度活用の目的（期待する効果）

県では、センターの管理について、民間が持つ豊富な知識や経験などを効果的に活用することにより、センターの効用を最大限に発揮し、もって県民サービスの向上及び経費の削減を図るとともに、県がめざす施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

(2) 施設の設置目的（役割）

センターは、字幕映像ライブラリーの製作及び貸出、手話通訳者等の養成及び派遣、相談支援、情報支援機器の貸出など、聴覚障がい者の自由なコミュニケーションと情報発信、入手等の情報保障を総合的に行うことにより、聴覚障がい者の自立と社会参加を促すことを目的としています。

(3) 施設運営の基本的な方向性（運営方針）

ア 基本的な方向性

県における障がい者施策の基本方針を定めた「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の基本理念である「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」をめざし、情報・コミュニケーションに関する支援などを通じて、聴覚障がい者の自立と社会参加の推進を図る中心的役割を担うものとします。

イ 運営方針

- (ア) 三重県手話言語条例（平成28年三重県条例第50号）及び障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例（平成30年三重県条例第69号）に基づき、情報の利用におけるバリアフリー化等を推進するとともに、手話通訳者等意思疎通支援を行う人材の養成・派遣等を行います。
- (イ) ろう者、難聴者、中途失聴者、盲ろう者など、それぞれの障がいの状態に応じた情報コミュニケーション支援の環境を整え、地域生活支援等を行います。
- (ウ) 聴覚障がい者が気軽に生活・教育・就労等に関する相談ができ、日常生活用具の紹介や生活訓練についても適切に行えるような環境を整えます。
- (エ) 地震など災害発生時における聴覚障がい者の連絡拠点、支援拠点となって、関係機関と連携を図りながら支援活動を行います。

2 施設の概要

(1) 名称

三重県聴覚障害者支援センター

(2) 所在地

三重県津市桜橋二丁目131番地 三重県社会福祉会館5階

(3) 施設の構造・規模等

構造 鉄筋コンクリート造

面積 227.51㎡

3 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、次に掲げるセンターの利用に係る基本的な条件及び管理運営の基本的事項に沿って、

センターを適正に管理するものとします。

(1) 休館日

センターの休館日は、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までとします。ただし、これらは県の承認を得て変更することができます。

なお、指定管理者が特に必要と認めるときは、県と協議の上、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができます。

(2) 開館時間

センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時までとします。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、県の承認を得て変更することができます。

(3) 利用の制限等

指定管理者は、センターの管理上必要があるときは、利用者その他の関係者に対し必要な指示をすることができます。

(4) 利用の許可等

指定管理者は、三重県行政手続条例（平成8年三重県条例第1号）第2条第1項第3号の「行政庁」に該当するため、センターの利用許可等の手続きについては、同条例の規定に基づいて行ってください。

例えば、利用申込みや許可の手続きの方法をあらかじめ明示することや、利用許可の取消し等不利益処分を行うことなどが該当します。

(5) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項及び第67条の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはなりません。

(6) 管理に関する情報の公開

指定管理者は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）の趣旨にのっとり、センターの管理に関して保有する情報について、公開に関する規程を整備する等、情報公開に対応してください。

(7) 県施策への協力

障がいと理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、ユニバーサルデザインのまちづくり、少子化対策、次世代育成支援、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、市町消防団への協力、自然災害防災対応、地域安全対策等の県が推進する施策について、その趣旨を理解し、率先して取組を進めることとしてください。

(8) 関係法令等の遵守

指定管理者が、センターの管理運営業務を行うにあたっては、次の関係法令等を遵守してください。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）

イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

オ 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）

カ 視聴覚障害者情報提供施設等の設備及び運営について（平成2年12月17日社更第247号厚生省社会局長通達）

キ 身体障害者保護費の国庫負担について（平成18年12月28日厚生労働省発障第1228003号厚生労働事務次官通知）

ク 三重県聴覚障害者支援センター条例（平成23年三重県条例第28号）

- ケ 三重県手話言語条例（平成28年三重県条例第50号）
- コ 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例（平成30年三重県条例第69号）
- サ 強じんな美し国ビジョンみえ、みえ元気プラン
- シ その他センターを管理運営するための労働法等業務に関連する全ての法令等

(9) サービスの向上、安全の確保

施設を清潔に保つとともに、来館者に対するサービスの向上と安全の確保を図り、利用者の増加に努めてください。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応してください。

(10) 環境配慮の推進

施設の管理にあたっては、電気等の効率的な利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進、グリーン購入などの環境配慮を行うこととします。

(11) 公平な施設の供用

施設の供用にあたっては、県民の利用に関し公平性を確保することとします。

(12) 帳簿書類等の保管年限

指定管理者として作成した帳簿書類は、その帳簿閉鎖の時より5年間保存するものとします。

(13) 暴力団等による不当介入への対応

指定管理者は、管理業務を実施するにあたり、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入（指定管理者に対して行われる契約履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、管理業務の履行の障害となるものをいう。））を受けたときは、次の対応を行ってください。

ア 断固として不当介入を拒否すること

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること

ウ 県に報告すること

エ 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより管理業務に支障が生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと

(14) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、入場者等へ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達を行い、退避させたのち、後発地震発生に備え、1週間を基本として、県民の施設利用を抑制する休業措置をとってください。そのほか、緊急点検など三重県地域防災計画に定める対応を実施してください。

4 指定管理者が行う業務の範囲

センター条例第4条で規定する指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供すべきサービスの水準を確保するために定める「要求水準」は下記（1）のとおりとし、業務の質の向上を図るために定める「成果目標」は下記（2）のとおりとします。

申請にあたっては、業務区分ごとにこれらを満たすことのできる具体的な仕様を検討し、提案してください。

(1) 業務の内容及び要求水準

ア 字幕映像ライブラリー作品の製作・貸出に関する業務

(ア) 具体的内容

① 字幕映像ライブラリー作品の製作

・手話や字幕の付いた地域情報などを製作することとします。

② 字幕映像ライブラリー作品の管理と貸出

・他の機関で製作し、配布された字幕映像ライブラリー作品及び①の製作作品の管理を行い、

作品リストの作成と公開、有効期限切れ作品の返却と廃棄及び作品の貸出を行うこととします。

※作品の貸出は、別紙1「三重県聴覚障がい者向け字幕入り映像ライブラリー貸出事業運営要綱」及び別紙2「三重県聴覚障がい者向け字幕入り映像ライブラリー貸出事業実施方法」に基づき実施することとします。

③ 字幕映像ソフト製作編集システム保守業務

・字幕映像ライブラリー作品の製作を適切に行うため、字幕映像ソフト製作編集システムの保守を専門的な事業者へ委託することとします。

(イ) 要求水準

- ・字幕映像ライブラリー作品の制作：年12本程度
- ・貸出作品数：年300本程度

イ 手話通訳者、要約筆記者（以下「手話通訳者等」という。）及び盲ろう者通訳・介助員の養成に関する業務

(ア) 具体的内容

① 手話通訳者の養成

- ・養成講座は、令和5年6月26日付け障企自発0626第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」に基づき実施することとします。
- ・受講料は無料とし、テキスト代等実費のみ受講者から徴収することとします。
- ・養成講座の期間は2年とします。
- ・講座修了者に対しては、社会福祉法人全国手話研修センター主催の「手話通訳者全国統一試験」を実施し、合格者は、手話通訳者として県名簿又は市町名簿に登録をすることとします。
- ・講師講習会に参加するなど、養成講座の講師を担える人材を養成することとします。

② 要約筆記者の養成

- ・養成講座は、平成23年3月30日付け障企自第0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「要約筆記者の養成カリキュラム等について」に基づき実施することとします。
- ・受講料は無料とし、テキスト代等実費のみ受講者から徴収することとします。
- ・養成講座の期間は1年とします。
- ・要約筆記奉仕員に対する補習講習を実施することとします。
- ・講座修了者（補習講習を含む）に対しては、一般社団法人要約筆記者認定協会主催の「全国統一要約筆記者認定試験」を実施し、合格者は、要約筆記者として県名簿又は市町名簿に登録をすることとします。
- ・講師講習会に参加するなど、養成講座の講師を担える人材を養成することとします。

③ 盲ろう者通訳・介助員の養成

- ・養成講座は、平成25年3月25日付け障企自第0325第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について」に基づき実施することとします。
- ・受講料は無料とし、テキスト代等実費のみ受講者から徴収することとします。
- ・養成講座の期間は2年とします。
- ・講座修了者に対して、盲ろう者通訳・介助員として県名簿への登録依頼をすることとします。
- ・講師講習会に参加するなど、養成講座の講師を担える人材を養成することとします。

- ④ 手話通訳者等及び盲ろう者通訳・介助員のスキルアップ研修
 - ・手話通訳者等及び盲ろう者通訳・介助員が通訳現場で円滑な活動ができるよう、知識や技術のレベルアップを図る研修を行うこととします。
 - ・いずれの研修も受講料は無料とし、テキスト代等実費のみ受講者から徴収できることとします。

(イ) 要求水準

- ① 手話通訳者の養成
 - ・手話通訳者養成講座：毎年度
- ② 要約筆記者の養成
 - ・要約筆記者養成講座：毎年度
- ③ 盲ろう者通訳・介助員の養成
 - ・盲ろう者通訳・介助員養成講座：隔年度（※）
※令和7年度から令和8年度にかけて1回、令和9年度から令和10年度にかけて1回実施することとし、令和11年度から令和12年度にかけて実施する講座のうち令和11年度にかかる部分を担当することとします。
- ④ 手話通訳者等及び盲ろう者通訳・介助員のスキルアップ研修
 - ・手話通訳者現任研修：年3回程度
 - ・要約筆記者現任研修：年3回程度
 - ・盲ろう者通訳・介助員現任研修：年3回程度
 - ・手話通訳者全国統一試験強化学習会：年6回程度
 - ・全国統一要約筆記者認定試験強化学習会：年6回程度
 - ・頸肩腕障がい対策等の健康管理学習会：年1回
 - ・スキルアップ研修受講申込者数：年360人程度

ウ 手話通訳者等及び盲ろう者通訳・介助員の派遣に関する業務

(ア) 具体的内容

- ① 手話通訳者等及び盲ろう者通訳・介助員の登録
 - ・手話通訳者等及び盲ろう者通訳・介助員の県登録を行うとともに、県内で活動する手話通訳者等及び盲ろう者通訳・介助員の健康管理を行うなど、手話通訳者等及び盲ろう者通訳・介助員の派遣に関する総合センター機能の役割を果たすこととします。
- ② 手話通訳者等の派遣
 - ・複数市町の住民が参加する障がい者団体等の会議、研修、講演、講義等や、市町での対応が困難な場合に手話通訳者等の派遣を行うこととします。
 - ・三重県全域の難聴中途失聴者団体に対する要約筆記者の派遣を行うこととします。
 - ・県登録者や市町登録者の人材管理（登録事務・頸肩腕検診事務・活動保険の加入）を行うこととします。
 - ・その他、センター機能を活用したコミュニケーション支援の実施を行うこととします。

※手話通訳者等の派遣は、別紙3「三重県意思疎通支援事業実施要綱」に基づき実施することとします。ただし、当該要綱は見直しを行うことがあります。
- ③ 盲ろう者通訳・介助員の派遣
 - ・盲ろう者からの要請に基づき、盲ろう者通訳・介助員の派遣を行うこととします。
 - ・県登録の盲ろう者通訳・介助員の人材管理（登録事務・頸肩腕検診事務・活動保険の加入）を行うこととします。

※盲ろう者通訳・介助員の派遣は、別紙4「三重県盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱」に基づき実施することとします。ただし、当該要綱は見直しを行うことがあります。

(イ) 要求水準

- ・手話通訳者等の総派遣時間：年500時間程度
- ・盲ろう者通訳・介助員の総派遣時間：年2,000時間程度

エ 地域生活の支援に関する業務

(ア) 具体的内容

- ① 情報支援機器の貸出
 - ・難聴者等の会議、研修会等に必要なヒアリンググループ、OHC、プロジェクター等を貸し出すこととします。
 - ・情報支援機器の新規購入や更新、修理にかかる費用は指定管理料に含まれます。
- ② 日常生活用具の展示、紹介
 - ・筆談器や目覚まし時計、フラッシュランプなど、聴覚障がい者用の器具類を展示し、正しい使い方、効果的な利用方法などを紹介することとします。
 - ・日常生活用具の新規購入や更新にかかる費用は指定管理料に含まれます。
- ③ 各種相談の実施
 - ・子育て、教育、仕事、地域生活におけるコミュニケーションなど、日常生活における悩み事に対し、相談窓口の設置相談員が手話や要約筆記等により相談に応じることとします。
 - ・ICT（テレビ電話機能等）を活用し、遠隔地からの手話を用いた相談に応じることとします。
- ④ 生活訓練の実施
 - ・ろう者の社会適応訓練や難聴・中途失聴者のコミュニケーション訓練など、聴覚障がい者が社会活動をするうえで必要な訓練を実施することとします。
- ⑤ 各種情報の発信
 - ・防災ビデオや環境啓発ビデオなどの行政情報や地域の文化活動などの情報に手話や字幕を付けて、センターホームページ等で情報配信を行うこととします。

(イ) 要求水準

- ・定期の相談会開催：週1回程度
- ・ICTを活用した遠隔手話相談：随時
- ・生活訓練の実施：月1回程度
- ・手話や字幕付きのインターネット動画配信：月1回程度

オ 災害発生時における被災者支援に関する業務

(ア) 具体的内容

- ① 被災者支援
 - ・災害発生の際、市町等との連携により、聴覚障がい者への避難情報等の伝達や問い合わせ対応など、情報発信の拠点となる活動を行うこととします。
 - ・災害に備え、平常時から市町との災害時の被災者支援に向けた連携を図るものとします。
 - ・被災地における聴覚障がい者の情報コミュニケーション不足を解消するため、聴覚障がい者災害支援サポーターを養成・登録し、支援を行うこととします。

(イ) 要求水準

- ・聴覚障がい者災害支援サポーター登録者数：120人程度

カ 遠隔手話通訳サービスの提供に関する業務

(ア) 具体的内容

- ① 遠隔手話通訳サービスの提供
 - ・急な派遣依頼など、手話通訳者が聴覚障がい者に同行して通訳を行うことが困難な場合に、遠隔で手話通訳サービスの提供を行うこととします。
 - ・遠隔手話通訳サービスを提供するための専用ブースを設置することとします。

- ② 遠隔手話通訳サービス提供システムの維持管理
 - ・セキュリティ対策がとられている遠隔手話通訳サービス専用のシステムにより手話通訳を行うこととします。
 - ・遠隔手話通訳サービスの提供が滞りなく実施できるようシステムの維持管理を行うこととします。
- ③ 制度の普及啓発
 - ・聴覚障がい者が遠隔手話通訳サービスを円滑に活用できるよう、団体や市町と連携し体験会等を行うなどの普及啓発を行うこととします。

(イ) 要求水準

- ・遠隔手話通訳サービスの体験会等：月1回程度
- ・遠隔手話通訳サービスの提供：随時

キ 手話の普及に関する業務

(ア) 具体的内容

- ① 県民、事業者、学生向け手話講座の開催
 - ・手話が言語のひとつであるという認識や聴覚障がいについての理解を深めるため、県民、事業者（ボランティア団体等を含む）、学生を対象に出前講座を開催することとします。
- ② 県職員及び市町職員向け研修の開催
 - ・聴覚障がいや聴覚障がい者への合理的配慮の提供について理解を深めるため、県職員及び市町職員を対象に研修を行うこととします。
 - ・会場は原則として県の庁舎を使用することとします。

(イ) 要求水準

- ・県民、事業者、学生向け手話講座：年20回程度
- ・県職員及び市町職員向け研修：年5回程度

ク 地域活動の活性化に関する業務

(ア) 具体的内容

- ① 手話サークル等地域活動団体の交流促進
 - ・各地で活動している手話サークル等の情報交換会や聴覚障がい者との交流会を開催し、地域活動団体の活性化を図ることとします。
- ② 手話サークル等地域活動団体への情報提供
 - ・手話サークル等地域活動団体が積極的に活動できるよう、センターホームページ等で情報提供を行うこととします。

(イ) 要求水準

- ・手話サークル等の情報交換会や聴覚障がい者との交流会：年12回程度
- ・情報提供：随時

ケ 業務に対する自己評価

(ア) 具体的内容

- ・センターの行う業務に関し、定期的に自己評価を行うこととします。特に、手話通訳者等及び盲ろう者通訳・介助員からの意見や派遣で得たノウハウを養成講座・研修等に活用できるように取り組むこととします。

(イ) 要求水準

- ・業務に対する自己評価：年2回程度

コ センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

(ア) 具体的内容

- ・別紙5「管理物件」及び別紙6「管理物件（DVD）」を良好に維持管理してください。
- ・利用者の安全確保、事故防止対策を講じてください。

- ・危険箇所・破損箇所・不良箇所の早期発見に努め、発見した場合には迅速に適切な措置を講じてください。
- ・維持管理及び修繕を行うにあたっては、利用者の妨げにならないように配慮してください。
- ・センターの施設及び設備に関する保守管理費及び光熱水費等の維持管理に関する経費については、センターの面積に応じた負担を、三重県又は三重県社会福祉会館全体の維持管理を受託する法人その他の団体（以下「法人等」という。）の請求に基づき指定管理料から支払うこととします。

(2) 指定期間を通じて達成すべき成果目標

- ア 施設利用者数：年4, 000人以上【R2～R5年度実績平均3, 527人】
- イ 字幕付映像等聴覚障がい者が受け取りやすい方法による情報発信件数：年120件以上（※）
【R2～R5年度実績平均 189回】（※）

※R2～R5年度実績平均は、複数の媒体での同一の内容の情報発信は複数件として集計したもの。R7～R11年度成果目標は、複数の媒体での同一の内容の情報発信は1件として計上したもの。

(3) 自主事業の実施

指定管理者は、センターの設置目的に合致し、かつ管理運営業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができます。

なお、自主事業の実施による経費は、実費のみ徴収することができることとします。

5 指定管理者の指定の予定期間

- (1) 指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間を予定しています。
- (2) この指定の期間は、県議会での議決により確定することとなりますので、ご注意ください。

6 管理に要する経費等

(1) 指定管理に係る指定管理料

県が指定期間中に支払う施設の管理に要する経費（以下「指定管理料」という。）の総額は、次に示す額を上限とします。

なお、各年度において県が指定管理者に支払う指定管理料は、各会計年度の予算の範囲内において別途締結する年度協定に基づき支払います。

指定管理料の額 187, 775千円以内（5年間）（※）

※第二種社会福祉事業のため非課税。ただし、4（1）キの業務は第二種社会福祉事業に該当しないため、消費税及び地方消費税を含みます。

（内訳）各年度における指定管理料概算額

令和7年度	37, 555千円
令和8年度	37, 555千円
令和9年度	37, 555千円
令和10年度	37, 555千円
令和11年度	37, 555千円

(2) その他

- ア 指定管理料の支払時期や方法、管理口座等の細目的事項については、別途協定にて定めます。
- イ センターの管理に関する会計は、独立した会計とし、指定管理者が行う他の業務の会計と区分してください。

7 申請資格

申請の資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に施設を管理し、かつ、上記「1（2）施設の設

置目的」をより効果的・効率的に達成することのできる法人等であって、次に掲げる全ての要件を満たす者とします。なお、個人での応募は受け付けません。

- (1) 地方自治法第244条の2第11項の規定により県又は他の地方自治体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない法人等でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 県の入札参加資格（指名）停止の期間中でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと及び同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (5) 県が賦課徴収する全ての税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからカまでのいずれかに該当する法人等でないこと。
 - ア 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等（平成17年6月改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及びその開始命令がされている法人等を含む。）
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）
 - エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
 - オ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第3項及び第57条の規定により、業務若しくは事業の停止命令又は役員の解職の勧告を受けている法人等
 - カ 社会福祉法第131条から第133条の規定により、罰則を処せられている法人等
- (7) 法人等又はその役員等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等（常時業務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）が次に掲げる全ての要件を満たすものであること。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う法人等でないこと。
 - イ 暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等でないこと。
 - ウ 法人等でその役員等のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないこと。
 - エ 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいないこと。
 - オ 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合（以下「会合等」という。）に出席し、若しくは自らが開催する会合等に暴力団関係者を招待したりするような関係、又は暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交遊関係などを有している者がいないこと。
- (8) 役員等に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる法人等でないこと。
- (9) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」別表第1に掲げる要件に該当していないこと。

- (10) 県議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「無限責任社員等」という。）に就任していない法人等であること。ただし、県議会の議員以外の者について、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人等の無限責任社員等に就任している場合を除く。

8 指定の申請の手続き

申請に関して必要となる経費は、全て申請者の負担とします。また、提出された書類は、正本1部を県が保持することとし、副本6部は、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）を選定後、申請者との協議により、返却又は廃棄します。

(1) 募集要項の配布等

募集要項は次のとおり配布します。

ア 配布期間

令和6年7月30日（火）から令和6年8月9日（金）までの午前9時から午後5時までとします。（土曜日、日曜日、祝日を除きます。）

イ 配布場所

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県 子ども・福祉部 障がい福祉課 社会参加班

電話 059-224-2274

FAX 059-228-2085

電子メールアドレス shoho@pref.mie.lg.jp

ウ 配布方法

配布期間内に直接受け取ること。なお、郵送を希望する場合には、あて先を明記し390円分の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、上記配布場所へ請求すること。

また、募集要項については、県ホームページからもダウンロードすることができます。

アドレス：<https://www.pref.mie.lg.jp/common/03/ci400000210.htm>

(2) 現地説明会の開催

現地説明会を、次により開催しますので、指定管理者指定申請書の提出を予定している法人等は、必ず、別紙様式5の参加申込をして参加してください。当説明会に参加していなかった法人等は、指定管理者指定申請書を提出することができません。

ア 開催日時

令和6年8月19日（月）午後2時から午後3時まで

イ 開催場所

三重県津市桜橋二丁目131番地 三重県社会福祉会館5階

三重県聴覚障害者支援センター 研修室

ウ 申込方法

参加を希望する法人等は、令和6年8月15日（木）午後5時までに8（1）イの配布場所まで申し込みを行うこと。申し込みは持参又は郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかで提出するものとし、口頭による申し込みは一切受け付けません。

(3) 質問事項の受付及び回答

この募集要項の内容等に関する質問がある場合には、別紙様式6により提出してください。

ア 質問の提出

(ア) 受付期間

令和6年8月14日（水）から令和6年8月21日（水）までの午前9時から午後5時までとします。（正午から午後1時と土曜日、日曜日を除きます。）

(イ) 受付場所
上記8(1)イの配布場所と同じです。

(ウ) 受付方法
質問は持参又は郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかで提出するものとし、口頭による質問は一切受け付けません。

イ 質問に対する回答

(ア) 回答方法
ファクシミリ又は電子メールにて、質問者に回答します。なお、当該回答については、随時、県ホームページで公表します。

(イ) 閲覧期間
令和6年8月23日(金)から令和6年9月2日(月)までの午前9時から午後5時までとします。(正午から午後1時と土曜日、日曜日を除きます。)

(ウ) 閲覧場所
上記8(1)イの配布場所と同じです。

(4) 申請書類の受付

ア 受付期間

令和6年8月26日(月)から令和6年9月2日(月)までの午前9時から午後5時までとします。(正午から午後1時と土曜日、日曜日を除きます。)

イ 提出書類

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に掲げる書類を提出してください。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合もあります。

(ア) 指定申請書(別紙様式1)

(イ) 事業計画書(別紙様式2)

(ウ) 事業計画書の要旨

県では、申請者が指定管理者になっていただいた場合の公共サービスの水準とコスト等の内容について、県民にわかりやすく示すこととしていますので、上記(イ)の事業計画書の要旨をA4用紙1~2枚程度にまとめたものを作成してください。

(エ) 上記「7 申請資格」に掲げる全ての要件を満たす旨の宣誓書(別紙様式3)

なお、上記7(7)に記載の申請資格に関し、場合によっては役員等に係る住民票又は住民票記載事項証明書の提出を求める場合があります。

(オ) 法人等の定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

(カ) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本(申請日前3ヶ月以内に取得したもの)

(キ) 法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し(申請日前3ヶ月以内に取得したもの)

(ク) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

(ケ) 申請書を提出する日の属する事業年度の直近3年間の事業報告書、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

(コ) 役員等の名簿(氏名及び生年月日並びに住所又は居所を記載したものをいう)及び履歴を記載した書類

(サ) 法人等の概要がわかる書類(別紙様式4)

(シ) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)」(税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し

(ス) 県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」(県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し

ウ 提出書類の扱い

県に提出された書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、審査結果の公表その他必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとしします。

また、提出された書類は、三重県情報公開条例第2条第2項に規定する公文書に該当することとなり、情報公開の請求がされた場合、同条例の規定に基づき、情報公開の手続きを行いますので、予め、ご承知おきください。

エ 提出方法

持参又は郵送にて提出してください。ただし、郵送の場合は書留郵便により提出期限の令和6年9月2日(月)午後5時必着とします。

オ 提出先

上記8(1)イの配布場所と同じです。

カ 提出部数

正本1部、副本6部を提出してください。

なお、事業計画書の要旨については、県ホームページに掲載できるようにPDFファイル形式で提出してください。

9 指定管理者の選定

(1) 申請資格の審査

指定申請書等の受付後、県が応募者の参加資格要件を満たしているかの審査を行います。

(2) 申請者名等の公表

上記(1)に掲げる申請資格の審査を通過したものについては、審査過程の透明性を確保するため、申請者の名称及び上記「8(4)イ 提出書類」で提出のあった事業計画書の要旨を県ホームページで公表します。

(3) 選定委員会の設置及び審査・選定

指定管理者の選定については、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、外部の有識者等による三重県聴覚障害者支援センター指定管理者選定委員会を設置し、提出された事業計画書等の審査及びヒアリングを実施のうえ、下記(4)の選定基準等に基づいて総合的な審査を行い、最適と認められる法人等を指定管理候補者として選定します。

(4) 選定基準等

別紙7「三重県聴覚障害者支援センター指定管理者審査基準」のとおり

(5) 審査の方法

上記(1)の申請資格の審査を通過した申請者及び下記(6)の失格事項に該当しない申請者を対象に、選定委員会によるヒアリング審査を行います。

なお、ヒアリング審査は、1団体あたり、約50分程度(事業計画の概要説明を含む。)を予定しており、その詳細については、別途通知します。

ア 開催日

令和6年10月上旬頃

イ 開催場所

津市内を予定

※開催日時・場所については、決まり次第ご連絡します。

(6) 失格事項

次の要件に該当した場合は、その申請者を選定審査の対象から除外します。

ア 申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定審査に対する不当な要求を行った場合、若しくは選定委員会委員に個別に接触した場合

イ 提出書類に虚偽又は不正があった場合

ウ 提出書類の提出期間を超過してから提出書類が提出された場合

- エ 複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出した場合
- オ 提出書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更した場合
- カ その他不正行為があった場合

(7) 選定結果の通知

指定管理候補者の選定結果は、申請者全員に書面で通知します。(令和6年11月中旬頃予定)

(8) 選定結果の公表

指定管理候補者を選定した審査の過程や審査結果等については、県ホームページで公表します。

なお、公表する内容は、申請者の名称、所在地、申請者ごとの審査結果(評価点数を含む。)、指定管理候補者の名称及び選定理由等とします。

また、指定管理者の指定の議決にあたり、県議会には、申請者ごとの主な提案内容及び評価点数並びに選定委員会の講評等を報告しますので、予め、ご承知おきください。

10 指定管理者の指定

指定管理候補者に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。

ただし、指定申請以降に、「7 申請資格」に掲げる要件のいずれかを満たさないこととなった場合、又は「9(6) 失格事項」に掲げる要件に該当することが判明した場合には、指定をしないことがあります。

11 指定管理者との協定の締結

県は、県議会の議決を経て指定管理者に指定した法人等との協議に基づき、本業務の実施に必要な事項について、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。

なお、協定を締結しようとする事項の具体的な内容については、別紙8「三重県聴覚障害者支援センターの管理に関する基本協定書(案)」及び別紙9「三重県聴覚障害者支援センターの管理に関する年度協定書(案)」をご参照ください。

12 管理状況の把握と評価・監査等

(1) 利用者の声の把握

センターの利用者へのサービス向上等の観点から、アンケート等により、センター利用者の意見・苦情等の聴取結果及び業務の改善への反映状況について、県に報告していただきます。

なお、アンケート結果や苦情内容及びその対応状況等については四半期毎に、まとめた業務報告書その翌月15日までに県に提出してください。

(2) 業務の評価

県は、指定管理者による適正なサービスの提供を確保するため、原則として、センター条例第10条の規定による事業報告書、上記(1)にかかる四半期毎の業務報告書等の提出を受けて、下記のセンター管理運営業務に関する評価等を行うことを予定しています。

なお、事業報告書の中には、成果目標として掲げた指標についての自己評価を含めてください。

ア 定期評価

県は、業務報告書や事業報告書等に記載された内容及び指定管理者によるサービスの履行内容が別途、締結する協定書に示す管理の基準等を満たしているかについての確認を行います。

イ 随時評価

県は、必要があると認めたときは、原則として指定管理者に事前に通知したうえで、センターの維持管理及び経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又はセンター内において維持管理の状況の確認を行うことがあります。

(3) 監査の実施

地方自治法第199条第7項、第252条の3第4項、第252条の4第1項に基づき、指定管理者が行うセンターの管理の業務に係る出納関連の事務について、必要に応じて、監査委員、包括外部監査人、個別外部監査人による監査を受けてください。

また、社会福祉法第70条の規定に基づく県への報告や調査もを受けてください。

(4) 財務状況の確認

毎事業年度、団体の決算確定後、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類を提出してください。

13 県と指定管理者との責任の分担

県と指定管理者との責任分担は、原則として次の表のとおりとします。

なお、施設の管理を行うにあたり支障を生じさせるおそれのある事項については、別紙10「リスク分担表」に定めるとおりとします。ただし、「リスク分担表」に定める事項で疑義がある場合又は定めのないリスクが生じた場合は、県と指定管理者が協議の上リスク分担を決定します。

項目	指定管理者	県
施設・設備の維持管理	○	
施設の修繕	○	○
安全衛生管理	○	
施設の使用許可	○	
事故・火災等による施設・備品の損傷	○ ⁽¹⁾	○
施設利用者の被災に対する責任	○ ⁽²⁾	○
施設の火災共済保険加入		○
包括的な管理責任		○

(1) 指定管理者の責めに帰すべき場合は指定管理者の責任となります。

(2) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、被害が最小限となるように迅速かつ適切な対応を行い、速やかに県に報告しなければなりません。

(3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定めます。

14 事業の継続が困難になった場合における措置

(1) 県への報告

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。

(2) 指定管理者に対する実地調査等

指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、県は、地方自治法第244条の2第10項及びセンター条例第11条の規定により、指定管理者に対して管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがあります。

なお、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、県は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

(3) 指定管理者の破産等

指定管理者の破産又は財務状況の著しい悪化など指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合、又は著しく社会的信用を損なうなど指定管理者として相応しくないと認められる場合には、県は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(4) 県に対する損害賠償

上記(2)又は(3)により指定管理者の指定を取り消され、県に指定管理者の債務不履行によ

る損害が生じた場合には、指定管理者は、県に対し賠償の責めを負うこととなります。

(5) その他不可抗力の場合

指定管理者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合には、県と指定管理者は、事業継続の可否について協議するものとします。

15 その他

(1) 施設管理開始までにおける指定の取消し

指定管理者の指定後、施設の管理開始までの間において、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

ア 正当な理由なくして県との協定の締結に応じないとき

イ 指定管理者の資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でない認められるとき

ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき

(2) 業務の再委託

指定管理者が行う業務を一括して第三者に委託し、請け負わずことはできません。ただし、再委託することが適当と認められる業務については、県の承認を得たうえで、専門の事業者へ委託することができます。

(3) 施設等の引継ぎ

センターの管理運営業務の引継ぎについては、協定締結後、随時行います。

(4) 利用許可等の引継ぎ

現管理者が令和7年4月1日以前に受付、利用の許可を行った指定期間以後の予約については、指定管理者に引き継ぐものとし、管理者の変更により利用申込者が不利益を被らないよう配慮してください。

16 問合せ先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県 子ども・福祉部 障がい福祉課 社会参加班

電話 059-224-2274

FAX 059-228-2085

電子メールアドレス shoho@pref.mie.lg.jp

17 添付資料

- ・別紙1 「三重県聴覚障がい者向け字幕入り映像ライブラリー貸出事業運営要綱」
- ・別紙2 「三重県聴覚障がい者向け字幕入り映像ライブラリー貸出事業実施方法」
- ・別紙3 「三重県意思疎通支援事業実施要綱」
- ・別紙4 「三重県盲ろう者通訳・介助員派遣事業実施要綱」
- ・別紙5 「管理物件」
- ・別紙6 「管理物件(DVD)」
- ・別紙7 「三重県聴覚障害者支援センター指定管理者審査基準」
- ・別紙8 「三重県聴覚障害者支援センターの管理に関する基本協定書(案)」
- ・別紙9 「三重県聴覚障害者支援センターの管理に関する年度協定書(案)」
- ・別紙10 「リスク分担表」
- ・参考1 「三重県聴覚障害者支援センターレイアウト」
- ・参考2 「三重県聴覚障害者支援センター条例」
- ・参考3 「字幕ビデオライブラリー共同事業運営要綱」